

「松伏町農業者支援給付金」**追加支援**のお知らせ

該当される方は申請をお願いします。

【目的】

コロナ禍などの影響により、長引く肥料や農業用資材、燃料などの価格高騰の影響を受ける営農者へ緩和策を講ずることにより、営農者の負担軽減と農業経営の持続化を図る。

【対象者】

・令和3年分の税務申告をしており、かつその申告分の農業収入が50万円以上ある営農者で、今後も営農を継続する方

※農業法人の場合は、「直近決算の申告」、「売上が50万円以上」と読み替える。

【給付額】

- ・令和3年分の農業収入が1,000万円以上の方は、45万円
- ・令和3年分の農業収入が500万円以上1,000万円未満の方は、30万円
- ・令和3年分の農業収入が300万円以上500万円未満の方は、15万円
- ・令和3年分の農業収入が200万円以上300万円未満の方は、10万円
- ・令和3年分の農業収入が50万円以上200万円未満の方は、5万5千円

【申請書類】

令和4年8月施行松伏町農業者支援給付金交付申請書兼請求書と以下のいずれかの書類

※個人営農者で、令和4年3月施行 松伏町農業者支援金交付決定者については、以下の書類の添付は必要ありません。

(1) 個人営農者で、確定申告をした方

令和3年分の確定申告書B第一表（控）の写し

(2) 個人営農者で、町県民税申告をした方

令和4年度の町県民税申告書（控）の写し

※町県民税の申告では、「令和4年度申告書」が「令和3年分」の収入などに対する申告書です。

(3) 農業法人は、給付金申請時直近決算の確定申告書（控）及び
事業概況説明書（控）の写し

※（1）から（3）以外に、その他必要と認める書類の提出を求める場合
があります。

【申請方法】 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則郵送による申請

《送付先》 〒343-0192 松伏町大字松伏 2424
松伏町役場環境経済課 農政担当

《申請期間》 令和4年8月8日(月)から令和4年9月30日(金)まで
(当日消印有効)

問合せ

松伏町環境経済課 農政担当

電話：048-991-1853 (直通)